

## 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき石垣市議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき事件を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会及び市長その他執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 石垣市総合計画基本構想（10年計画）
- (2) 石垣市基本計画（5年計画）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。